

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番52号
株式会社 オートバックスセブン
代表取締役 湧 田 節 夫

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）にて議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、平成21年6月24日（水曜日）午後5時50分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 3階 永代の間
（末尾の会場案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 1. 第62期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第62期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類
報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
2頁の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.autobacs.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【議決権行使等についてのご案内】

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入いただき、平成21年6月24日（水曜日）午後5時50分までに到着するようご返送願います。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権行使の場合には、後述の【インターネットによる議決権行使の場合のお手続きについて】をご確認の上、平成21年6月24日（水曜日）午後5時50分までにご行使願います。

【議決権電子行使プラットフォームについて】

当社は、本年より株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加することといたしました。管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権電子行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使の場合のお手続きについて】

インターネットによる議決権行使の場合には、下記事項をご了承の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイト URL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットによる議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に記載のコード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月24日（水曜日）午後5時50分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使いただきますようお願い申し上げます。
4. 書面とインターネットにより、重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットにより、複数回数にわたり議決権をご行使された場合は、最後にご行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. パソコンを用いた議決権行使にあたっては、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2 以上または Netscape6.2 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
3. 携帯電話を用いての議決権行使にあたっては、使用する機種が、128bitSSL 通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL 通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
（Microsoft は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。Netscape は、米国およびその他の諸国の Netscape Communications Corporation の登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120 - 186 - 417（24 時間受付）

<用紙の請求等、その他のご照会>

☎ 0120 - 176 - 417（平日 午前 9 時～午後 5 時）

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国発の金融不安が世界的に広がるなか、株価下落、企業収益の低迷、設備投資の減少等、景気の悪化が急速に進みました。個人消費につきましても、雇用環境が悪化し先行き不安感が増大するなかで、節約志向や生活防衛意識が一層高まりました。

カー用品販売業界では、景気低迷の深刻化による影響に加え、春から秋口までのガソリン価格高騰により自動車関連支出が抑えられる動きが強まったことや、太平洋側において例年に比べて降雪が少なかったことにより冬物商品の需要が伸びなかったことなど、全体として厳しい環境に見舞われました。しかし、政府の追加経済対策として、高速道路料金値下げの決定とE T C車載器の購入助成金付与が実施されたことにより、年度末にかけてE T C車載器の需要が増加いたしました。

このような環境のもと、当社グループでは、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を目指して中期経営計画を策定し、これに沿った施策を実行しております。そして、中期経営計画の方針の一つである「国内オートボックスF C事業の強化」に基づき、「クルマのことならオートボックス」という認知を得るべく、引き続き「カー用品販売」、「車検・整備」、「車販売・買取」を3本柱とする事業展開を推し進める一方で、海外事業については再評価作業を進め、それに基づく事業の方向性を随時決定し、実行してまいりました。

【国内事業の概要】

日本国内のオートボックスチェーンの店舗における「カー用品販売」は、タイヤ販売においてプライベートブランド商品等の低価格商品の品揃えを強化し、新聞広告を活用した期間限定の販売キャンペーンを実施いたしました。カーエレクトロニクスでは、市場が拡大しているポータブルナビゲーションのラインアップ強化を行い、シェア向上に努めました。さらに後部座席のシートベルト着用の義務化にともなうチャイルドシート、高速道路料金値下げにともなうE T C車載器等の積極販売により、これら商品の売上は好調に推移いたしました。また、販売促進の観点では、引き続き女性顧客来店促進プロジェクトにより各店舗における女性顧客向け売場を展開いたしました。さらに平成20年10月よりTカードとのポイントアライアンスを開始し、従来オートボックス店舗をご利用いただいていない顧客層に対するマーケティングにも取り組みました。しかし、冬季に太平洋側で降雪が少なかったことによるスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等の冬物商品、市場縮小にともなうカースポーツ用品およびカーオーディオ売上の減少、さらにポータブルナビゲーションへの移行にともなう一体型を中心とする高価格のカー

ナビゲーション等の売上の減少は全体の売上に大きく影響いたしました。

「車検・整備」の売上台数は、前年同期比15.5%増加の389,407台となりました。これは車検工場の指定認証拠点の増加（前連結会計年度末から17店舗増加の282店舗）、全国的なテレビCMを活用した販売促進活動、全グループ規模で実施した電話による勧誘等によるものであります。

しかしながら、主要業態であるオートボックス、スーパーオートボックス、オートハローズにおける「カー用品販売」と「車検・整備」を合わせた売上高の前年同期比は全店で2.9%減少、既存店で3.3%減少いたしました。

「車販売・買取」の台数（フランチャイジーから当社への販売も含む。）は、当連結会計年度前半において、昨年度導入を開始した中古車買取システム「スゴ買い」を導入する店舗が増加し、認知度向上を目的に行ったテレビCMの効果もあり増加いたしました。しかしながら、世界的な自動車市場の低迷にともない中古車の流通量が減り、オートボックスチェーンにおける車販売も期後半に減速いたしました。さらに期末にかけては、当該事業の見直しにともないC@R S加盟店を集約したことにより、最終的に前年同期比2.9%増加の21,241台となりました。

出退店の状況につきましては、オートボックス4店舗、スーパーオートボックス1店舗、走り屋天国セコハン市場1店舗、オートボックスエクスプレス1店舗の合計7店舗の新規出店、オートボックス4店舗、オートハローズ2店舗、走り屋天国セコハン市場2店舗、オートボックスエクスプレス4店舗の合計12店舗の退店を行いました。また、オートボックスからスーパーオートボックスへの2店舗の業態転換、オートボックス7店舗のスクラップアンドビルド、リロケーションも実施しております。また、二輪用品専門店ライコランドの店舗数は、当連結会計年度開始時において当社グループによるフランチャイズチェーン加盟店として8店舗でありましたが、当該フランチャイズチェーン本部事業の譲渡にともなう6店舗減少と当社直営店の譲渡による1店舗減少により、当連結会計年度末においては1店舗となりました。これにより、国内オートボックスグループ全体の店舗数は当連結会計年度末において前年同期比12店舗減少の519店舗となりました。

これらの結果、主にフランチャイズチェーン加盟店（直営店舗ならびに連結対象子会社運営の店舗を除く。）に対する卸売売上と直営・店舗子会社による小売売上からなる国内売上高は2,326億81百万円となりました。また営業費用としては、タイヤの販売促進費用やPOSシステム等のシステム関連費用等が増加したことにより、2,244億78百万円となり、営業利益は82億2百万円となりました。

【海外事業の概要】

海外事業につきましては、北米の東海岸に展開するカー用品専門店「STRAUSS Discount AUTO」において低価格商品や交換パーツの品揃え強化等の売場改善、販売促進に努めた結果、第2四半期連結累計期間までは既存店売上が前年同期比でプラス成長しておりましたが、秋以降のさらなる経済環境の悪化にともない、売上の成長が鈍化いたしました。北米の西海岸ではロサンゼルス近

郊において1店舗の新規出店をいたしました。ガソリン価格高騰と消費低迷、商業施設の集客力低下等の影響により売上の不調が続きました。これらの結果、北米における売上高は前年同期比0.1%増加の157億59百万円となりましたが、新店の出店コスト負担も加わったことにより、営業損失は前年同期比48百万円縮小の23億38百万円となりました。なお、平成21年2月に米国子会社2社は、米国連邦倒産法第11章に基づく倒産手続の適用を申請いたしました。

欧州では、フランスにおいて3店舗の新規出店を行うとともにオートバックスの認知度向上、売場の改善等により現地通貨ベースでは売上が増加いたしました。為替相場の変動により、欧州における売上高は前年同期比8.6%減少の78億69百万円となりました。しかしながら、販売単価の見直しによる売上総利益率の上昇、さらに販売費および一般管理費の削減により、営業損失は前年同期比3億3百万円縮小の5億24百万円となりました。

アジアでは、タイ、シンガポール、台湾の店舗の売上は順調に推移し、タイ、シンガポールにおきましてはそれぞれ1店舗の出店をいたしました。中国におきましては、1店舗の出店を行い、売上は前年に対して現地通貨ベースでは増加しておりますが、経済成長の鈍化とともに既存店売上の伸びは減速しております。これらの結果、アジアにおける売上高は、為替相場の影響や平成21年2月に台湾現地子会社の株式を譲渡し、第4四半期に台湾子会社が連結対象から外れたことなどにより、前年同期比16.2%減少の33億16百万円となりました。営業損失は、新店の出店コスト等、ビジネス展開に係る費用の増加により、前年同期比1億4百万円拡大の2億49百万円となりました。

【連結業績の概要】

以上の取り組みの結果、当連結会計年度における当社グループの連結売上高は、前年同期比72億85百万円（2.7%）減少の2,591億44百万円となりました。

売上総利益は、現在注力している車検・整備を含むサービスの粗利益率が上昇したものの、全体的な売上高の減少と主にタイヤ・ホイール等の粗利益率の低下により、前年同期比16億58百万円（2.0%）減少の811億93百万円となりました。

販売費および一般管理費は、中期経営計画の方針に沿って経費の削減に努めましたが、国内外の店舗増加にともなう経費、タイヤ販売における広告宣伝費、平成20年3月期から導入を開始したPOSシステム関連費用、中期経営計画推進のための費用等の増加により、前年同期比1億87百万円（0.2%）増加の761億3百万円となりました。

これらの結果、営業利益は前年同期比18億46百万円（26.6%）減少の50億90百万円となりました。経常利益は、営業外費用として主に海外子会社への融資から発生した為替差損8億60百万円、証券化商品の評価額低下による投資有価証券評価損を13億34百万円計上いたしました。投資有価証券評価損が前年に比べ減少したことなどにより、前年同期比4億94百万円（8.2%）増加の65億56百万円となりました。

また、主にフランチャイジーに対する建物等のリース取引に係る会計基準の変更にもとまう影響額等により特別利益48億23百万円を計上いたしました。また、将来の収益改善を目的に推進している中期経営計画の各施策等の実施により153億18百万円を特別損失として計上いたしました。その主なものは、米国事業撤退等にもとまう事業再構築費用49億26百万円、固定資産の減損損失52億89百万円、投資有価証券の評価損・売却損39億93百万円などであります。これらの結果、当期純損失としては33億97百万円となりました。

【部門別の状況】

卸売部門

フランチャイズチェーン加盟店（直営店舗ならびに連結対象子会社運営の店舗を除く。）に対する卸売売上につきましては、特に当連結会計年度に販売に注力したタイヤ、単価が上昇したオイル・バッテリー、さらにポータブルナビゲーション、ETC車載器、自動車や燃料等の売上が増加したものの、タイヤチェーン、カーオーディオ、ホイール、カースポーツ用品等の売上減少を補えず前年同期比3.0%減少の1,407億41百万円となりました。

小売部門

小売売上につきましては、国内における直営店舗および連結対象子会社運営の店舗における車検・整備を含むサービスの売上が増加したものの、消費低迷、ガソリン価格高騰、太平洋側における少ない降雪などの影響による売上減少を補うことができませんでした。海外店舗におきましては、特に欧米で景気減速や為替相場の変動の影響があったことにより売上が減少いたしました。これらの結果、国内外を含めた小売部門全体では前年同期比2.2%減少の1,146億円となりました。

部門別売上高の状況

| 部 門 | 第 61 期 (平成19.4.1から 平成20.3.31まで) | | 第 62 期 (平成20.4.1から 平成21.3.31まで) | | 増減額 (百万円) | 増減率 (%) |
|-----------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|------------|--------------|------------|
| | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | | |
| 卸 売 部 門 | 145,072 | 54.4 | 140,741 | 54.3 | △4,331 | △ 3.0 |
| 小 売 部 門 | 117,182 | 44.0 | 114,600 | 44.2 | △2,582 | △ 2.2 |
| そ の 他 (注) | 4,174 | 1.6 | 3,802 | 1.5 | △ 371 | △ 8.9 |
| 合 計 | 266,429 | 100.0 | 259,144 | 100.0 | △7,285 | △ 2.7 |

(注)「その他」はリース料収入であります。

【中期経営計画の進捗状況】

当社グループでは平成20年5月に中期経営計画を発表し、前連結会計年度までの規模拡大路線から収益性重視へと経営の方向性を変更し、事業戦略、財務戦略そしてガバナンス体制の強化という観点で諸施策を実施しております。

事業戦略

事業戦略に関しましては、具体的な実施事項として、「国内オートバックスFC事業の強化」、「海外事業の見直し」、「本部機能およびコストの効率化」の三項目に取り組んでおります。

まず、「国内オートバックスFC事業の強化」に関しましては、店舗収益力の向上、エリア戦略の再構築、国内新規事業（燃料事業、二輪用品事業、自動車教習所事業）の見直しに注力いたしました。店舗収益力の向上につきましては、タイヤ・オイル・バッテリーを中心としたメンテナンス商品の販売強化および車検・整備を軸とした販売促進強化による店舗売上の向上、粗利益率の向上、そして店舗コストの見直しなどに取り組みました。エリア戦略の再構築につきましては、出店エリアの競争力強化のために、子会社の統廃合や店舗譲渡等、経営体制の刷新による収益力の向上と効率化を行いました。国内新規事業の見直しにつきましては、国内フランチャイズ事業への貢献度および将来の成長性が低いと判断した燃料事業、二輪用品事業からの撤退を決定し、当該事業に係る子会社の清算、事業の売却を実施いたしました。

また、「海外事業の見直し」に関しましては、海外各エリアの事業を市場の成長性と当社の競争優位性の観点で精査いたしました。この結果、米国では将来の競争優位の確立が困難であり、景気および自動車業界の低迷の影響を受け、短期的な収益の改善が見込めないと判断したことから、連結子会社であるAUTOBACS U.S.A., INC.およびAUTOBACS STRAUSS INC.に対する支援の打ち切りを決定いたしました。なお、AUTOBACS U.S.A., INC.およびAUTOBACS STRAUSS INC.は米国連邦倒産法第11章に基づく倒産手続きの適用申請を行っており、今後それぞれの倒産手続きが進行するなかで、株式の処分等により当社の連結子会社から外れる見込みです。また、当社は当該手続きにおいて、所定の債権届出を行った上で、当社の債権の回収可能性について関係者と話し合いなどを進めていく予定です。台湾事業は、市場の成長性を考慮し、台湾子会社の全株式を譲渡いたしました。フランス、タイおよびシンガポール事業に関しましては、売却等も視野に入れて検討いたしました。現状の市場環境におきましてはその実現は困難な状況であり、当面は事業を継続し、収益性と企業価値の向上に注力し、適切な時期にその方向性を決定することといたしました。中国事業に関しましては、市場の成長性は高いと判断し、事業を継続することといたしました。今後は、本部運営体制の強化および効率化を行い、店舗での収益力の向上に努めてまいります。

「本部機能およびコスト効率化」に関しましては、本社および事業所の経費の

削減に取り組むとともに、業務の効率化とコストの削減を目的に当社と機能子会社の間で分散もしくは重複した機能を集約いたしました。さらに、事業ポートフォリオ再構築の過程で従業員を対象に希望退職者の募集を行い、39名の応募がありました。

財務戦略

財務戦略に関しましては、資産および資本効率の向上を目指し、事業との関連性の低い英国Halfords Group plcの全保有株式等の投資有価証券、さらに利用率の低い福利厚生施設などの資産を売却いたしました。また、財務の安定性に配慮しつつ、株主還元を強化するという方針に沿って、自己株式の取得を実施いたしました。

ガバナンス体制の強化

ガバナンス体制の強化に関しましては、当社は平成20年6月の株主総会において、社外取締役を2名、社外監査役を1名増員し、取締役9名中4名が社外取締役、監査役5名中3名が社外監査役となりました。これにより取締役会における議論はより一層活発になり、意思決定プロセスが改善されました。また、代表取締役と社外取締役をメンバーとする「ガバナンス委員会」を設置し、取締役会から経営諸問題の諮問に関する検討、取締役会への提言を行うなど、ガバナンス強化に継続的に取り組んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主に店舗POSシステム、人事システム等の情報化投資に加え、新規出店、業態転換、スクラップアンドビルド、リロケーション等に係る店舗用地、建物および付属設備、リース用資産の取得等により、総額47億19百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、上記の設備投資を実行するための資金需要に対して、手元の現預金と中期経営計画の方針に沿った非コア資産の売却によって得た資金で対応したことにより、子会社の運転資金需要に対する金融機関からの長期借入金、総額4億80百万円のみ調達しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境の見通しにつきましては、日本経済の低迷に起因する個人消費の冷え込みの継続と新車販売台数の減少といった逆風が予想されるものの、高速道路料金の値下げやガソリン価格の安定がもたらす自動車利用の増加により、自動車のメンテナンス関連需要等が増加することも予想され、当社グループの売上に対しては、増加、減少の両面の影響が考えられます。

このような環境のもと、「クルマのことならオートバックス」をスローガンに、

①カー用品販売のさらなる強化による店舗競争力の強化、②車検・整備を軸としたお客様との関係強化によるタイヤ・オイル・バッテリー等のメンテナンス関連商品の販売強化、③経営資源の最適配置を行うことによる生産性の向上など、収益の向上、マーケットシェアの拡大を主な戦略といたします。また、車販売・買取事業におきましては、C@R S加盟店舗を集約することで戦力を集中し、店舗の成功モデルの再構築に注力してまいります。

【中期的な経営戦略】

当社グループの経営戦略といたしましては、当社グループの強みである国内No.1のカー用品専門店としてのブランドと財務の安定性をベースにして、品揃えの充実や退店とリニューアルによる店舗の魅力の向上、お客様に満足いただける車検・整備等のサービス事業の展開による差別化を図ることにより、カー用品販売のマーケットシェアの拡大を図り、カー用品販売業における地位を一層強固にしております。また、C@R S加盟店舗を集約し戦力を集中することで、将来の成長分野としてシナジー効果が得られる車販売・買取事業の店舗成功モデルの再構築に注力してまいります。

【経営戦略実現のための取り組み】

上記の経営戦略を実現するために、国内におけるカー用品販売事業におきましては、「クルマのことならオートボックス」とお客様からの認知と信頼を獲得し、店舗の収益力を向上させることを最優先課題と位置づけて、①店舗・売場の改善、②お客様との関係強化、③エリア戦略の再構築を課題と認識し、取り組んでまいります。①に関しましては、商品アイテム数や商品カテゴリ毎の棚数を売上・粗利益の観点で見直し、効率的な売場作りを行うこと、専売・プライベートブランド商品の品揃え強化、およびカテゴリーマネジメントのさらなる推進によって売上および粗利益率の向上を目指してまいります。②に関しましては、車検・整備事業を軸とした既存のポイント会員に対するCRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）を強化し、継続的にお客様にご来店いただけるような販売促進活動とサービスの提供を実施してまいります。③に関しましては、引き続き不振店舗の退店や、既存店舗のリロケーションやリニューアルによる活性化に加え、エリア毎に店舗経営体制の見直しを行うなどエリア戦略の再構築を行い、さらなる売上シェアと店舗利益率の向上に努めてまいります。

車検・整備事業におきましては、車検実施台数の増加のために、引き続き電話による勧誘と事前予約の獲得、店舗における販売・受入れ体制の強化のための指定認証工場資格の取得店舗拡大と検査員資格取得者の増員、さらにお客様の再来店を促進するための仕組み作りなどに取り組んでまいります。

車販売・買取事業におきましては、車両買取システム「スゴ買い」導入店舗の数を限定し、経営資源を集中して店舗の販売ノウハウの積み上げ、人材育成を行うことにより、当社グループの成功モデルの確立を目指してまいります。さらに、中古車を対象とした残価保証型のオートローン「お気楽クルマぷらん」の導入に

よる小売販売の強化等、お客様に様々なメリットを提供することにより、当社グループにおける車販売・買取の認知度と信頼性の向上に努めてまいります。

海外事業につきましては、それぞれのエリアに適した事業戦略を遂行し、平成23年3月期に海外事業として営業利益の黒字化を目指してまいります。

また、当社グループの中長期的な企業価値向上のためには、人材育成も重要な課題として認識しております。これに関しましては、経営幹部、カウンセラー・バイヤー等の職種別スペシャリスト、店舗スタッフ等の階層・職種別に教育体系を整備し、人材育成に努めてまいります。

【目標とする経営指標】

当社グループでは、ROEを経営の最重要指標とし、収益性の強化による営業利益の向上と、資産効率および資本効率の向上に努め、企業価値の向上を目指しております。現在、平成23年3月期を最終年度とする中期経営計画において、ROEの目標を7%以上としております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況

| 区 分 | 第 59 期 (平成17.4.1から 平成18.3.31まで) | 第 60 期 (平成18.4.1から 平成19.3.31まで) | 第 61 期 (平成19.4.1から 平成20.3.31まで) | 第 62 期 (平成20.4.1から 平成21.3.31まで) |
|---------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 240,207 | 242,532 | 266,429 | 259,144 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 16,922 | 16,323 | 6,062 | 6,556 |
| 当期純利益 (百万円) | 7,860 | 9,165 | 1,467 | △ 3,397 |
| 1株当たり当期純利益 | 210円36銭 | 239円01銭 | 38円37銭 | △90円29銭 |
| 総 資 産 (百万円) | 227,707 | 240,627 | 234,126 | 224,168 |
| 純 資 産 (百万円) | 161,535 | 168,650 | 165,205 | 155,478 |

当社の財産および損益の状況

| 区 分 | 第 59 期 (平成17.4.1から 平成18.3.31まで) | 第 60 期 (平成18.4.1から 平成19.3.31まで) | 第 61 期 (平成19.4.1から 平成20.3.31まで) | 第 62 期 (平成20.4.1から 平成21.3.31まで) |
|---------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 203,056 | 203,272 | 204,284 | 199,002 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 15,692 | 17,159 | 8,321 | 8,562 |
| 当期純利益 (百万円) | 6,965 | 10,716 | 3,158 | △ 6,723 |
| 1株当たり当期純利益 | 185円99銭 | 279円41銭 | 82円62銭 | △178円62銭 |
| 総 資 産 (百万円) | 225,262 | 237,684 | 228,746 | 214,154 |
| 純 資 産 (百万円) | 161,831 | 169,617 | 167,923 | 154,601 |

(6) 重要な子会社の状況 (平成21年3月31日現在)

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------|---------------|---------|----------|
| 株式会社エー・エム・シー | 495 百万円 | 100.0% | 自動車用品小売業 |
| 株式会社アルフィ | 490 百万円 | 100.0% | リ ー ス 業 |
| AUTOBACS STRAUSS INC. | ※32,300 千US\$ | 100.0% | 自動車用品小売業 |
| AUTOBACS FRANCE S.A.S. | 21,340 千EURO | 100.0% | 自動車用品小売業 |

※資本金が名目的な金額であるため、資本準備金を含んだ額で記載しております。

(7) 企業集団の主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、カー用品等の国内外への卸売・小売販売、車の販売・買取およびローン・クレジット業務を行っております。さらにオートバックスグループへの店舗設備のリース、コンサルティング業、事務処理代行業、広告代理店業、情報サービス業、損害保険代理店業および自動車教習所の経営を行っております。

当社グループの事業に係る位置づけおよび事業部門との関連は次のとおりであります。

卸売部門……フランチャイズチェーン加盟店に対してカー用品等を卸売しております。主要な商品はタイヤ・ホイールおよびカーエレクトロニクス等であります。

小売部門……主に一般消費者に対してカー用品等の販売および取付サービスを行っております。主要な店舗ブランド名としては、オートバックス、スーパーオートバックス、オートハローズおよびオートバックス走り屋天国セコハン市場であります。主要な商品はタイヤ・ホイールおよびカーエレクトロニクス等であります。

その他……卸売・小売部門およびフランチャイズチェーン加盟店の業務支援ならびに新業態開発部門であります。

(8) 主要な事業所（平成21年3月31日現在）

①当社事業所

| | |
|-----------------------|---------|
| 本社 | 東京都江東区 |
| 事業部 北日本エリア事業部 | 仙台市泉区 |
| 関東エリア事業部 | 千葉県市川市 |
| 中部エリア事業部 | 名古屋市名東区 |
| 関西エリア事業部 | 大阪府吹田市 |
| 南日本エリア事業部 | 福岡市博多区 |
| 流通センター 東日本ロジスティクスセンター | 千葉県市川市 |
| 西日本ロジスティクスセンター | 兵庫県三木市 |

②重要な子会社の本社

| | |
|--------------------------|--------------|
| 株式会社エー・エム・シー | 札幌市西区 |
| 株式会社アルフィ | 東京都江東区 |
| AUTOBACS STRAUSS INC. | アメリカ デラウェア州 |
| AUTOBACS FRANCE S. A. S. | フランス ピエールレー市 |

③重要な関連会社の本社

| | |
|------------|--------|
| 株式会社バッファロー | 埼玉県川口市 |
| 株式会社デイトナ | 静岡県周智郡 |

(9) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

| 主要な部門の名称 | 従業員数 | 前連結会計年度比増減 |
|------------|----------------|----------------|
| 卸 売 部 門 | 562 (36) 名 | △ 32 (10) 名 |
| 小 売 部 門 | 4,679 (1,649) | △ 279 (△ 261) |
| 全 社 (共 通) | 692 (36) | △ 248 (△ 558) |
| 合 計 | 5,933 (1,721) | △ 559 (△ 809) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない部門に所属しているものであります。

当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|----------|--------|--------|
| 1,026 名 | 9 名 | 38.4 歳 | 11.0 年 |

(10) 主要な借入先（平成21年3月31日現在）

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 5,701 百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 3,200 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 2,900 |
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,627 |

2. 会社の状況（平成21年3月31日現在）

(1) 株式の状況

- ①発行済株式の総数 普通株式 39,255,175株（自己株式1,800,971株含む）
 ②株主数 11,859名
 ③大株主の状況（上位10名）

| 株主名 | 当社への出資状況 | |
|---|-------------------------|--------|
| | 持株数 | 出資比率 |
| いちごアセットトラスト | 5,300 <small>千株</small> | 14.15% |
| 有限会社スミノホールディングス | 5,157 | 13.76 |
| 日本トラステイ・サービス 信託銀行株式会社（信託口） | 1,616 | 4.31 |
| 日本トラステイ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4G） | 1,492 | 3.98 |
| ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー） サブアカウント アメリカンクライアント | 1,453 | 3.88 |
| シルチェスター インターナショナル インベスターズ インターナショナル パリュール エクイティ トラスト | 1,221 | 3.26 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口） | 1,001 | 2.67 |
| 財団法人在宅医療助成勇美記念財団 | 1,000 | 2.66 |
| ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー） リユーエスタックス イグザンプト ペンション ファンド | 987 | 2.63 |
| 株式会社スミシヨウホールディングス | 800 | 2.13 |

(注) 1. 出資比率は自己株式を控除して算出しております。

2. 上記大株主に記載のあるいちごアセットトラストは株主名簿上の名義であり、その株式の実質所有者はいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドであることを確認しております。

3. (1) シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから金融商品取引法第27条の25第1項に基づき、平成20年10月27日付変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては平成21年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

その変更報告書の内容は、次のとおりであります。

大量保有者名 シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド

保有株式数 3,708千株（保有割合9.45%）

(2) ソシエテジェネラルアセットマネジメントインターナショナルリミテッドから金融商品取引法第27条の25第1項に基づき、平成21年2月13日付変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては平成21年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

その変更報告書の内容は、次のとおりであります。

大量保有者名 ソシエテジェネラルアセットマネジメントインターナショナルリミテッド

保有株式数 1,620千株（保有割合4.13%）

④その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等および保有

(単位：株)

| | | |
|----------------|--|------------------------------------|
| 前事業年度末における保有株式 | | 1,020,418……① |
| 取得株式 | 単元未満株式の買取による取得 | 2,053……② (取得価額の総額5,222千円) |
| | 会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得 | 778,500……③ (取得価額の総額2,452,525千円) |
| 処分株式 | | 0 |
| 当事業年度末における保有株式 | | 1,800,971 (① + ② + ③) |

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況

| 地 位 | 氏 名 | 担当および他の法人等の代表状況等 |
|-----------|-----------|---|
| 代 表 取 締 役 | 湧 田 節 夫 | 社長執行役員 |
| 取 締 役 | 経 森 康 弘 | 副社長執行役員 戦略機能統括 兼 海外事業統括 兼 商品戦略統括 |
| 取 締 役 | 井 手 秀 博 | 常務執行役員 経営管理統括 兼 財務戦略担当 兼 経理担当 兼 関係会社管理担当 |
| 取 締 役 | 中 田 康 雄 | カルビー株式会社 代表取締役社長兼CEO |
| 取 締 役 | 宮 内 英 樹 | 参天製薬株式会社 社外監査役 |
| 取 締 役 | 森 本 弘 徳 | 常務執行役員 エリア戦略統括 |
| 取 締 役 | 武 田 健 一 | AUTOBACS USA, INC. 会長 兼 AUTOBACS STRAUSS INC. 会長(常勤) |
| 取 締 役 | 田 村 達 也 | 株式会社グローバル経営研究所 代表取締役 兼 特定非営利活動法人 全国社外取締役ネットワーク 代表理事 |
| 取 締 役 | 服 部 範 雄 | |
| 常 勤 監 査 役 | 野 上 明 | |
| 常 勤 監 査 役 | 森 野 孝 太 郎 | |
| 常 勤 監 査 役 | 住 野 泰 士 | |
| 監 査 役 | 田 邊 健 介 | |
| 監 査 役 | 池 永 朝 昭 | 弁護士 |

- (注) 1. 取締役のうち中田康雄、宮内英樹、田村達也および服部範雄の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち森野孝太郎、田邊健介および池永朝昭の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

②取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------|-----------|-------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 11 (4) | 242 (42) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 5 (3) | 75 (35) |
| 計 | 16 | 317 |

- (注) 1. 取締役報酬限度額 年額480百万円 (平成18年6月28日定時株主総会決議)
2. 監査役報酬限度額 年額120百万円 (平成18年6月28日定時株主総会決議)
3. 上記には平成20年6月26日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

③社外役員に関する事項

a. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

| 区 分 | 氏 名 | 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況 | |
|-----------|---------|------------------------|-------------|
| 社 外 取 締 役 | 中 田 康 雄 | カルビー株式会社 | 代表取締役社長兼CEO |
| 社 外 取 締 役 | 田 村 達 也 | 株式会社グローバル経営研究所 | 代 表 取 締 役 |
| | | 特定非営利活動法人全国社外取締役ネットワーク | 代 表 理 事 |
| 社 外 監 査 役 | 池 永 朝 昭 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 | パートナー弁護士 |

- (注) 1. カルビー株式会社は当社と直接の取引関係はありません。
2. 株式会社グローバル経営研究所は当社と直接の取引関係はありません。
3. 当社は特定非営利活動法人全国社外取締役ネットワークの賛助会員であります。
4. アンダーソン・毛利・友常法律事務所は当社と直接の取引関係はありません。

b. 他の会社の社外役員の兼任状況

| 区 分 | 氏 名 | 他の会社の社外役員の兼任状況 | |
|-----------|---------|----------------|-----------|
| 社 外 取 締 役 | 宮 内 英 樹 | 参天製薬株式会社 | 社 外 監 査 役 |

c. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当ありません。

d. 当事業年度における主な活動状況
イ. 出席状況

| 氏 名 | | 取 締 役 会 | | | 監 査 役 会 | | |
|-------|---------|--------------|-------------|------------|--------------|-------------|------------|
| | | 定 例 (12回) | 臨 時 (8回) | 出席率 (%) | 定 例 (14回) | 臨 時 (7回) | 出席率 (%) |
| 取 締 役 | 中 田 康 雄 | 12回 | 3回 | 75% | — | — | — |
| | 宮 内 英 樹 | 12回 | 8回 | 100% | — | — | — |
| | 田 村 達 也 | 8回 | 5回 | 81% | — | — | — |
| | 服 部 範 雄 | 9回 | 7回 | 100% | — | — | — |
| 監 査 役 | 森野孝太郎 | 12回 | 8回 | 100% | 14回 | 7回 | 100% |
| | 田 邊 健 介 | 10回 | 7回 | 85% | 10回 | 4回 | 67% |
| | 池 永 朝 昭 | 9回 | 6回 | 94% | 10回 | 2回 | 100% |

(注) 田村達也、服部範雄および池永朝昭の3氏は平成20年6月26日就任のため6月25日以前開催のものは除いております。これらの役員については出席すべき定例取締役会は9回、臨時取締役会は7回となります。

ロ. 発言状況

取締役中田康雄氏は、主に経営の見地から、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役宮内英樹氏は、主に経営の見地から、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役田村達也氏は、主に経営の見地から、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役服部範雄氏は、主に海外事情に関する豊富な経験から、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。

監査役森野孝太郎氏は、客観的な見地から、決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。

監査役田邊健介氏は、企業経営の経験を生かし、客観的な見地から、決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。

監査役池永朝昭氏は、弁護士としての経験を生かし、客観的な見地から、決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。

e. 責任限定契約の内容の概要

イ. 当社は社外取締役4名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める下記A) およびB) の金額の合計金額のいずれか高い額となります。

A) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。

B) 当社の新株予約権（会社法第2条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

ロ. 当社は社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める下記A) およびB) の金額の合計金額のいずれか高い額となります。

A) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。

B) 当社の新株予約権（会社法第2条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

f. 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当ありません

(3) 会計監査人の状況

- ①名 称 監査法人トーマツ
- ②報酬等の額

| | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 当事業年度に係る報酬等の額 | 90 <small>百万円</small> |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 98 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、内部統制制度構築のための助言、指導についての対価を支払っております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、または監督官庁から行政処分として戒告以上の処分を受けた場合、解任および不再任についての検討を行うことといたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、平成18年5月開催の取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」について、平成20年3月26日開催の取締役会において反社会的勢力との関係遮断およびトータル・リスクマネジメント態勢の整備に関する記述の追加を決議し、さらに平成21年3月31日開催の取締役会において役職呼称等の変更を決議いたしました。

現在の「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりです。

○内部統制システム構築の基本方針

当社は、カー用品販売事業、車検・整備事業および車販売事業を中核とした事業領域において、フランチャイズシステムを通じ様々な商品・サービスを数多くの顧客に対して提供しており、「オートバックス」ブランドの維持・向上が不可欠であることから、業績の向上を目指すだけでなく、日々の業務の適正性に係る管理体制を整備することで社会的責任を果たすことにより、あらゆるステークホルダーのさらなる支持と信頼を獲得する「ブランド力強化」に継続的に取り組むことが経営の最重要課題と認識しております。

よって、日々の業務の適正性に係る管理体制を整備するため、業務の有効性および効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守ならびに資産の保全を目的として、会社法362条第5項および同法同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および同規則同条第3項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決定いたしました。

①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 平成16年6月2日に制定し、平成20年3月26日に改訂した「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、役員および従業員は高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。
- b. 取締役会は、コンプライアンスを中心としたリスク管理体制と一体となった内部統制システムの整備を行うため、「内部統制システム構築マスタープラン」を定め、内部統制担当部門が中心となり、内部統制システムの構築・維持・向上を推進します。
- c. 社外取締役を継続して選任すること、また執行役員制導入にともなう執行と監督の分離を図ることにより、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- d. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

- e. 内部監査部門は、内部統制システムが有効に機能しているか監査します。
- f. コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて統括責任者として担当執行役員を置き、その所轄下に事務局機能を有するコンプライアンス担当部門を設けて全社的な管理を行います。さらには法令違反その他のコンプライアンスに関する通報制度として、外部の委託会社に直接通報できる「オレンジホットライン」(グループ内通報制度)を活用し、役員および従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- g. 当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより法的要求事項を遵守する基盤を整備します。
- h. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会」、「経営会議」、「執行役員会議」その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長執行役員その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程などに基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルかつ適切に認識、評価するグループ全体のトータル・リスクマネジメント態勢を整備するとともに、その有効性・適切性を維持するための統合リスク管理基本方針とリスク管理に関する基本規程を制定し、平時における事前予防態勢を推進していきます。
- b. リスクマネジメント体制は、リスクマネジメント委員会、リスクマネジメント委員会事務局、リスクマネジメント・タスクフォースから成り、代表取締役社長執行役員を委員長とする取締役で構成するリスクマネジメント委員会はリスクマネジメント年度方針を策定し、その方針に沿って執行役員または部門長がリスクマネジメント責任者となり各部門ごとにリスクの棚卸し、アセスメントおよび対策を推進します。また、リスクマネジメント・タスクフォースは、全社的なリスクへの対応を部門横断的に推進します。
- c. 経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生または発生する恐れが生じた場合の危機管理態勢を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- d. 危機管理態勢として、重大事案報告マニュアルを策定し、有事の際には、代表取締役社長執行役員を危機管理対策本部長とする危機管理対策本部を設置します。危機管理対策本部は、経営危機発生後の被害拡大防止や損害・損失の極小化のための対策を策定し、迅速かつ適切な対応を行うことを主な役割とします。

- e. 業務プロセスにおけるITの適切な利用を通じて、業務の適正性を確保します。
 - f. 内部監査部門は、リスク管理体制の実効性について監査します。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会」を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催するものとします。また、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に「経営会議」において議論を行い、その審議を経ることでリスクの棚卸し、アセスメントおよび対策を行い、重要な判断材料の提供を行うことで、質の高い議論による取締役会での経営の意思決定を行います。
 - b. 執行役員制導入により、業務の執行と監督の分離を図ることで、取締役による監督機能への専念できる体制整備に取り組んでおり、さらなる取締役の職務の効率化を推進します。
- ⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、グループ会社（子会社、関連会社、その他フランチャイズチェーン法人）との緊密な連携に努めます。
 - b. 子会社の独立性を尊重しつつ、子会社管理の基本方針および運営方針を策定します。
 - c. 当社および子会社の業務の有効な範囲において、ITの適切な利用を通じ、業務の適正性を確保します。
 - d. 内部監査部門は、当社および子会社の業務の適正性について監査します。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 取締役は、監査役会から求めがあった場合には、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置します。
- ⑦前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助する従業員の人事考課は監査役会が行い、人事異動については監査役と取締役が協議します。
- ⑧取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役を補助する従業員の効率的な遂行のため、取締役、執行役員および従業員は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について監査役に報告します。
 - b. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告します。
 - c. 監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、監査役の職責である取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、重要な場として代表取締役と定期的に会合を開催し、相互認識と信頼関係を深めます。
- b. 監査役は、「取締役会」だけではなく、「経営会議」、「執行役員会議」その他の重要な会議に参加し、取締役、執行役員および従業員の業務執行内容を適時に把握することにより、より効率的な職務の遂行を可能にします。
- c. 監査役はいつでも必要に応じて、取締役、執行役員および従業員に対して報告を求めることができます。
- d. 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役、監査役または内部監査部門との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- e. 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れるよう環境を整備します。

○当社における内部統制システム構築の状況

当社は、企業会計審議会から公開された実施基準を受けて平成19年2月に制定した「内部統制システム構築のマスタープラン」に基づき、内部統制担当部門が中心となり、内部統制システムの構築を継続しております。

平成21年3月末日時点の構築状況は、以下のとおりです。

①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

平成14年6月より執行役員制を導入することで執行機能と監督機能を分離するとともに、現在、取締役総数9名、うち独立した社外取締役4名の体制により、監督機能のさらなる強化を図っております。

また、平成20年7月に設置した社外取締役を中心メンバーとした取締役会の諮問機関である「ガバナンス委員会」により、継続的なコーポレート・ガバナンスの改善に努めております。

監査役は、社内各組織から内部統制システムの構築・運用状況についての報告を受けるとともに、経営会議、執行役員会議、その他の重要な会議へ出席し、取締役の職務の執行を監視、監査しております。

また内部監査部門は、主に、業務監査、内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を監査しております。

役員および従業員は、「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、高い倫理観をもって事業活動に取り組んでおります。平成20年4月より行動規範と行動指針に従って業務遂行することを誓約する文書の提出を義務付ける運用を開始し、行動規範と行動指針のさらなる遵守、徹底を図っております。

また、コンプライアンス部門、法務部門をはじめ各部門は、当社に適用される

法令等を調査し、必要に応じて取締役会、経営会議などにて当社内への周知を図るだけでなく、当社の子会社を含め、フランチャイズチェーンに加盟している会社の全経営者が参加する「FC経営者会議」での啓蒙、勉強会の実施などを通じて、オートバックスグループ内への徹底も図っております。

さらに当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関するグループ内通報制度の「オレンジホットライン」の円滑な運用を目的とし、「オレンジホットライン規程」を制定し、規程に基づく運用とグループ内への啓蒙に努めております。オレンジホットラインの通報内容は、役員および従業員に半期ごとに情報提示を行い、コンプライアンス意識の維持・向上に努めております。

反社会的勢力の排除に向けた取り組みにつきましては、平成20年3月29日開催の取締役会において、本方針および「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に記述を追加することを決議しております。また当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、定期的な会合への参加等により、反社会的勢力の情報収集、対応方法の検討に努めております。さらに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、外部機関と連携し対応するとともに、店舗および社内各部署へのマニュアル配布による反社会的勢力への意識啓発と、接客に関する社内研修において、不当な要求への対応方法の徹底を図っております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会、経営会議の事務局または担当部門は、文書管理規程、機密情報管理規程に基づき、紙媒体につきましては、鍵付きキャビネットに保存・管理を行い、電子データにつきましては、アクセスを制限した情報システム内にパスワードによるセキュリティーを施して保存・管理しております。また、現在の取り組みをさらに改善するため、全社的なリスクへの対応を部門横断的に推進する「情報セキュリティマネジメントタスクフォース」を設置し改善に取り組んでおります。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

様々なリスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うため、平成20年10月に制定された統合リスクマネジメント方針およびリスクマネジメント規程等に基づき、代表取締役社長執行役員を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、オートバックスセブングループにおけるリスクの管理、全社的なリスクマネジメントシステムの構築・運用推進することで、平時における事前予防態勢を推進しております。

具体的には、代表取締役社長執行役員を委員長としたリスクマネジメント委員会が決議した年度方針に基づき、リスクマネジメント責任者である執行役員、部門長が担当分野でのリスク選定、リスクアセスメントおよび対策を検討し、リスクマネジメント委員会に報告しております。リスクマネジメント委員会はリスクマネジメント責任者が検討した各部門のリスク対策の十分性を討議し、また進捗管理を行うことで、リスクマネジメントシステムの運用推進を図っております。

また、リスクマネジメントシステムの運用推進を図るため、役職者を対象とし

た研修会を開催するとともに、従業員にリスクマネジメントガイドブックを配布しております。

さらに当社は、経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生あるいは発生する恐れが生じた場合の危機管理態勢を整備しております。

重大な影響を及ぼす不測事態が発生あるいは発生する恐れが生じた場合には、統合リスクマネジメント方針、危機管理規程および重大事案報告マニュアルに基づき、リスクマネジメント委員長である代表取締役社長執行役員が「危機管理対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と回復に努めることとしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会での議論、意思決定が適切に行われるよう、経営会議における取締役会決議事項の事前審議を強化するとともに、平成20年7月に設置された社外取締役を中心メンバーとした代表取締役または取締役会の諮問機関である「ガバナンス委員会」において、ガバナンス上の問題を必要に応じて検討し、結果を代表取締役社長執行役員または取締役会へ報告しております。

また平成21年4月より、経営会議を執行側による案件の審議の場、取締役会を経営の意思決定の場と明確にすることで、取締役の職務のさらなる効率化を推進しております。

⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「FC経営者会議」をはじめとする、チェン内の各種行事および会議体において、方針および施策の理解・促進・徹底を図り、当社の子会社を含めたグループ会社との緊密な連携に努めております。

また、子会社に対しましては、国内店舗子会社共通の経営管理ルールを制定することで、業務の適正性の確保に努めております。

当社およびフランチャイズ店舗の間では、売上等の必要な情報をリアルタイムで共有できるITシステムの再構築を行うとともに、損益および財務状況のレビューなど、業務の適正性の確保に努めております。

内部監査部門は、内部統制の評価に加え、当社および子会社の業務について、法令、規程およびマニュアル等に基づき、適正に運用されているかをリスクとコントロールの観点から監査しております。

⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の申し入れに基づき、協議の上、平成19年4月より監査役の職務を補助する従業員を配置しております。

⑦前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

平成19年4月より監査役の職務を補助する従業員を配置し、配置・交代の際の人事につきましては、監査役と取締役が協議するとともに、当該従業員の人事考課は監査役会が行っております。

⑧取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および執行役員は、監査役が参加する取締役会、経営会議、執行役員会議を通じ、定期的に、また必要に応じて適宜、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について監査役に報告しております。

また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、ただちに監査役会に報告することとしております。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役との会合を通じ、相互認識と信頼関係を深めることに努めております。

また監査役は、何らの制限も受けずに、取締役会、経営会議、執行役員会議、その他監査役が必要とする会議に随時参加するとともに、必要に応じて、取締役、執行役員および従業員に報告を求め、また報告を受けることにより、取締役、執行役員および従業員の業務執行内容の把握を行っております。

取締役は、監査役によるグループ監査役ミーティングに、子会社管理を担当する人員を参加させ、意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力しております。

監査役が職務を遂行するにあたり、必要な場合は弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携を図ることについて何ら制限するものは存在いたしません。さらに、必要に応じて各所の担当者が外部専門家との打合せの場を設定するなど、環境の整備も行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、カー用品事業、車検・整備事業および車販売事業を中核とした事業領域において、フランチャイズシステムを通じ様々な商品・サービスを数多くの顧客に対して提供しており、「オートバックス」ブランドの維持・向上が不可欠であることから、中長期的な経営戦略に基づき業績の向上を目指すとともに、業務の適正性に係る管理体制を整備することで社会的責任を果たすことや、各種ステークホルダーのさらなる支持と信頼を獲得する「ブランド力強化」に継続的に取り組むことにより、トータルとしての企業価値の向上に努めることが経営の最重要課題と認識しております。

従いまして、短期的な収益を目指すのではなく、各種ステークホルダーとの信頼関係維持を図り、「ブランド力」の継続的向上による中長期的な経営の効率性および収益性を実現するための会社の財務方針および事業方針の決定を支配する者による経営が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけ
ております。平成23年3月期を最終年度とする中期経営計画における利益配分の
考え方は、事業継続に必要な手元流動性を確保しつつ、連結自己資本配当率（D
OE）3%を目標に業績の状況および財務の安定性を勘案しながら、安定的かつ
継続的な配当と機動的な自己株式の取得を行なっていくことを基本方針としてお
ります。

直近3連結会計年度における配当と自己株式の取得の実施状況

| | 第 60 期 (平成18.4.1から 平成19.3.31まで) | 第 61 期 (平成19.4.1から 平成20.3.31まで) | ※第 62 期 (平成20.4.1から 平成21.3.31まで) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 一株当たり配当金(年間) | 58円 | 100円 | 100円 |
| 配当金総額(年間) | 2,217百万円 | 3,823百万円 | 3,745百万円 |
| 連結配当性向 | 24.3% | 260.6% | —% |
| 自己株式の取得額 | 1,932百万円 | 5百万円 | 2,457百万円 |
| 総還元性向 | 45.3% | 261.0% | —% |

※第62期定時株主総会における剰余金の処分に係わる議案が可決されることを想定した数値

(注) 本事業報告に記載している金額、株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入しております。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 136,968 | 流動負債 | 44,842 |
| 現金及び預金 | 39,140 | 支払手形及び買掛金 | 16,457 |
| 受取手形及び売掛金 | 23,645 | 短期借入金 | 3,307 |
| リース投資資産 | 16,295 | リース債務 | 1,405 |
| 有価証券 | 13,830 | 1年以内償還予定の社債 | 45 |
| 商 品 | 21,200 | 未 払 金 | 11,445 |
| 繰延税金資産 | 3,044 | 未払法人税等 | 414 |
| 短期貸付金 | 381 | ポイント引当金 | 408 |
| 未収入金 | 17,682 | 事業再構築引当金 | 4,826 |
| その他の他 | 2,429 | そ の 他 | 6,531 |
| 貸倒引当金 | △ 683 | 固定負債 | 23,847 |
| 固定資産 | 87,199 | 社 債 | 140 |
| 有形固定資産 | 40,992 | 長期借入金 | 12,496 |
| 建物及び構築物 | 12,136 | 繰延税金負債 | 415 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,352 | 退職給付引当金 | 134 |
| 工具、器具及び備品 | 2,890 | 役員退職慰労引当金 | 294 |
| 土 地 | 23,907 | そ の 他 | 10,366 |
| リース資産 | 700 | | |
| 建設仮勘定 | 5 | 負債合計 | 68,689 |
| 無形固定資産 | 10,830 | (純資産の部) | |
| の れ ん | 1,431 | 株主資本 | 154,807 |
| ソフトウェア | 7,128 | 資 本 金 | 33,998 |
| そ の 他 | 2,270 | 資 本 剰 余 金 | 34,511 |
| 投資その他の資産 | 35,376 | 利 益 剰 余 金 | 94,297 |
| 投資有価証券 | 5,277 | 自 己 株 式 | △ 8,000 |
| 長期貸付金 | 805 | 評価・換算差額等 | △ 44 |
| 繰延税金資産 | 6,955 | その他の有価証券評価差額金 | △ 217 |
| 長期差入保証金 | 21,279 | 為替換算調整勘定 | 173 |
| その他の他 | 1,709 | 少数株主持分 | 715 |
| 貸倒引当金 | △ 651 | | |
| | | 純資産合計 | 155,478 |
| 資産合計 | 224,168 | 負債・純資産合計 | 224,168 |

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------------|---------|---------------|
| 売上高 | | 259,144 |
| 売上原価 | | 177,950 |
| 売上総利益 | | 81,193 |
| 販売費及び一般管理費 | | 76,103 |
| 営業利益 | | 5,090 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 322 | |
| 受取配当金 | 347 | |
| 持分法による投資利益 | 58 | |
| 受取手数料 | 656 | |
| 情報機器賃料 | 1,495 | |
| その他 | 4,464 | 7,344 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 286 | |
| 投資有価証券評価損 | 1,334 | |
| 情報機器賃料 | 1,532 | |
| 固定資産除却損 | 266 | |
| 為替差 | 860 | |
| その他 | 1,597 | 5,878 |
| 経常利益 | | 6,556 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 52 | |
| 関係会社株式売却益 | 28 | |
| 役員退職慰労引当金戻入額 | 90 | |
| リース会計基準の適用に伴う影響額 | 4,651 | 4,823 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損失 | 261 | |
| 減損損失 | 5,289 | |
| 投資有価証券評価損 | 201 | |
| 投資有価証券売却損 | 3,792 | |
| 関係会社株式売却損 | 123 | |
| 店舗整理損 | 290 | |
| 事業再構築費用 | 4,926 | |
| 特別退職金 | 432 | 15,318 |
| 税金等調整前当期純損失 | | 3,937 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,325 | |
| 法人税等調整額 | △ 1,862 | △ 537 |
| 少数株主損失 | | 3 |
| 当期純損失 | | 3,397 |

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|--------|---------|---------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合 計 |
| 平成20年3月31日残高 | 33,998 | 34,512 | 102,247 | △ 5,541 | 165,217 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 4,549 | | △ 4,549 |
| 当期純損失 | | | △ 3,397 | | △ 3,397 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 2,469 | △ 2,469 |
| 自己株式の処分 | | △ 0 | | 10 | 9 |
| 連結範囲の変動 | | | △ 3 | | △ 3 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | △ 0 | △ 7,950 | △ 2,459 | △ 10,410 |
| 平成21年3月31日残高 | 33,998 | 34,511 | 94,297 | △ 8,000 | 154,807 |

| | 評価・換算差額等 | | | 少数株主 持 分 | 純資産 合 計 |
|-------------------------------|------------------|--------------|----------------|-------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成20年3月31日残高 | △ 625 | △ 256 | △ 882 | 869 | 165,205 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △ 4,549 |
| 当期純損失 | | | | | △ 3,397 |
| 自己株式の取得 | | | | | △ 2,469 |
| 自己株式の処分 | | | | | 9 |
| 連結範囲の変動 | | | | | △ 3 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | 407 | 430 | 837 | △ 154 | 683 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 407 | 430 | 837 | △ 154 | △ 9,726 |
| 平成21年3月31日残高 | △ 217 | 173 | △ 44 | 715 | 155,478 |

連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 55社（新規1社 除外7社）
 - (2) 主要な連結子会社等の名称

| | |
|-------------------|----------------------|
| 株式会社エー・エム・シー | 株式会社アルフィ |
| オートボックスストラウス INC. | オートボックスフランス S. A. S. |
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用関連会社の数 7社
 - (2) 主要な持分法適用関連会社の名称

| | |
|------------|----------|
| 株式会社バッファロー | 株式会社デイトナ |
|------------|----------|
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たり、決算日が連結決算日と異なる海外子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

| | |
|----------|---|
| 満期保有目的債券 | 償却原価法（定額法） |
| その他有価証券 | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のあるもの | 移動平均法による原価法 |
| 時価のないもの | |
 - ② デリバティブの評価基準及び評価方法

| | |
|--------|-----|
| デリバティブ | 時価法 |
|--------|-----|
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

| | |
|------|---|
| 卸売部門 | 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 小売部門 | 主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） （会計方針の変更） 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用し、原価法から原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。これにより、営業利益および経常利益は、それぞれ64百万円減少し、税金等調整前当期純損失は、64百万円増加しております。 |
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）

| | |
|-------------|--|
| 店舗用建物および構築物 | 主として定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 当社グループが独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物および構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。 |
| 建物及び構築物 | 3～20年 |
| 上記以外のもの | |
| 建物及び構築物 | 3～45年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）

| | |
|---|--|
| 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社グループ内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。 | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外 | |
 - ③ リース資産

ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

国内連結会社は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの利用による売上債引に備えるため、当連結会計年度末において顧客に付与したポイントのうち将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③事業再構築引当金

事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

④退職給付引当金

連結子会社の一部は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

なお、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職金制度を見直し、当社は平成14年7月以降対応分について、連結子会社は一部を除き平成17年4月以降対応分については引当計上を行っておりません。

(4)収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算しております。その結果発生する換算差額は、純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めております。

②重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法

振当処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

1. ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建買掛金
2. ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金利息

ヘッジ方針及びヘッジ有効性
評価の方法

通貨スワップについては、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で、外貨建買掛金の残高および予定取引高の範囲内でヘッジする方針であり、有効性の評価を行い、経理部門においてチェックする体制をとっております。金利スワップについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で実施しており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。なお、特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。

③連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法によっております。

④のれん及び負のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年以内の合理的な期間に基づく定額法により償却を行っております。

⑤消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1)リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっており、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の借手としての所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して「リース投資資産」が流動資産に16,295百万円計上され、当連結会計年度の営業利益および経常利益は179百万円、それぞれ増加し、税金等調整前当期純損失は4,831百万円減少しております。

(2)連結計算書類作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(3)表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取家賃」（当連結会計年度は101百万円）は重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度における「為替差損」は275百万円であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

- | | | |
|-------------------|---|----------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 36,990百万円 |
| 2. 担保に供している資産 | 土地 | 287百万円 |
| 担保に係る債務 | 買掛金 | 52百万円 |
| | 短期借入金 | 350百万円 |
| | 長期借入金 | 158百万円 |
| | 計 | 562百万円 |
| 3. 保証債務 | フランチャイズチェーン法人のリース債務に対する保証 | 9百万円 (76千EURO) |
| 4. DIPファイナンス契約 | 連結子会社オートバックストラウス INC. は、倒産手続きを円滑に行うため、KRC Capital Services, LLCとDIPファイナンス契約を締結しております。当契約に基づく、当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 融資枠設定金額 1,964百万円 (20,000千USドル) 借入実行高 1百万円 借入未実行残高 1,964百万円 (20,000千USドル) | |
5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失（百万円） |
|--------|--------------------------------|--------|-----------|
| 店舗 | BRETIGNY 他4店舗 （フランス） | 建物等のれん | 3,171 |
| | 東雲店 （広島市南区） | 土地建物等 | 1,157 |
| | STORE814 他38店舗 （アメリカ） | 建物等その他 | 361 |
| | カーズエキスポ神戸ポートアイランド店 （神戸市中央区） | 建物等その他 | 47 |
| 自動車教習所 | 西武自動車学校 （東京都小平市） | 土地建物 | 262 |
| 賃貸資産 | 旧）旭川大町店 （北海道旭川市） | 土地 | 93 |
| | 旧）オートハローズ苫小牧北光店 （北海道苫小牧市） | 土地建物 | 48 |
| | 旧）苫小牧店 （北海道苫小牧市） | 土地 | 37 |
| 遊休資産 | 旧）函館昭和店 （北海道函館市） | 土地 | 31 |
| | ㈱カーズ札幌 （札幌市白石区） | 建物等 | 29 |
| | ハウステンボス （長崎県佐世保市） | 土地建物等 | 29 |
| | セザール壱番館 （仙台市青葉区） | 土地建物 | 12 |
| | セザール九十九里 （千葉県山武郡） | 土地建物 | 5 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産および賃貸資産については当該資産単独で資産のグルーピングをしております。地価の下落により土地の時価が取得価額に比べて下落したため、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として5,289百万円計上しております。減損損失の内訳は、のれん3,103百万円、土地1,611百万円、建物等459百万円およびその他無形固定資産115百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、もしくは路線価等を基準に算定しております。使用価値の算定にあたっての割引率は、加重平均資本コスト（WACC）7.71%を使用しております。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 39,255,175株
2. 配当に関する事項
(1)配当金支払金額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 平成20年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,676 | 70 | 平成20年 3月31日 | 平成20年 6月27日 |
| 平成20年11月7日 取締役会 | 普通株式 | 1,872 | 50 | 平成20年 9月30日 | 平成20年 12月10日 |

- (2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成21年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,872 | 利益剰余金 | 50 | 平成21年 3月31日 | 平成21年 6月26日 |

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 4,132円75銭
2. 1株当たり当期純損失 90円29銭

〔重要な後発事象〕

自己株式の取得の決議

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上および株主還元強化を図るため
2. 取得の内容
 - (1)取得する株式の種類 当社普通株式
 - (2)取得する株式の総数 1,600,000株（上限）
 - (3)株式の取得価額の総額 5,600百万円（上限）
 - (4)取得期間 平成21年5月18日から
平成21年7月31日まで
 - (5)取得方法 信託方式による市場買付

自己株式の消却の決議

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- (1)消却する株式の種類 当社普通株式
- (2)消却する株式の総数 1,800,971株
- (3)消却日 平成21年5月22日

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 122,398 | 流動負債 | 39,050 |
| 現金及び預金 | 34,244 | 買掛金 | 13,777 |
| 受取手形 | 258 | 短期借入金 | 2,665 |
| 売掛金 | 14,753 | リース負債 | 2,321 |
| リース投資資産 | 21,879 | 未払金 | 14,264 |
| 有価証券 | 13,830 | 未払費用 | 1,431 |
| 商品 | 7,252 | 前受金 | 35 |
| 前払費用 | 938 | 預り金 | 2,453 |
| 繰延税金資産 | 278 | 前受収益 | 747 |
| 短期貸付金 | 12,360 | ポイント引当金 | 25 |
| 未収入金 | 17,058 | 事業再構築引当金 | 1,323 |
| その他金 | 237 | その他 | 4 |
| 貸倒引当金 | △ 695 | 固定負債 | 20,502 |
| 固定資産 | 91,756 | 長期借入金 | 12,162 |
| 有形固定資産 | 28,226 | 役員退職慰労引当金 | 15 |
| 建物 | 5,080 | 預り保証金 | 8,316 |
| 構築物 | 339 | その他 | 7 |
| 機械及び装置 | 779 | 負債合計 | 59,552 |
| 車両運搬具 | 27 | | |
| 工具、器具及び備品 | 786 | (純資産の部) | |
| 土地 | 21,213 | 株主資本 | 154,818 |
| 無形固定資産 | 7,436 | 資本金 | 33,998 |
| 借地権 | 642 | 資本剰余金 | 34,512 |
| ソフトウェア | 6,755 | 資本準備金 | 34,278 |
| その他 | 38 | その他資本剰余金 | 234 |
| 投資その他の資産 | 56,094 | 利益剰余金 | 94,281 |
| 投資有価証券 | 3,728 | 利益準備金 | 1,296 |
| 関係会社株式 | 9,266 | その他利益剰余金 | 92,984 |
| 長期貸付金 | 788 | 事業拡張積立金 | 665 |
| 関係会社長期貸付金 | 15,584 | 資産圧縮積立金 | 666 |
| 破産更生債権等 | 6,260 | 別途積立金 | 96,450 |
| 長期前払費用 | 1,120 | 繰越利益剰余金 | △ 4,796 |
| 繰延税金資産 | 7,630 | 自己株式 | △ 7,974 |
| 長期差入保証金 | 20,716 | 評価・換算差額等 | △ 216 |
| その他の他 | 144 | その他有価証券評価差額金 | △ 216 |
| 投資損失引当金 | △ 339 | | |
| 貸倒引当金 | △ 8,806 | 純資産合計 | 154,601 |
| 資産合計 | 214,154 | 負債・純資産合計 | 214,154 |

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|---------------------------------|--------|---------------|
| 売 上 高 | | 199,002 |
| 売 上 原 価 | | 159,172 |
| 総 利 益 | | 39,829 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 30,917 |
| 営 業 利 益 | | 8,912 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 596 | |
| 有 価 証 券 利 息 | 151 | |
| 受 取 配 当 金 | 786 | |
| 情 報 機 器 賃 貸 料 | 2,067 | |
| そ の 他 | 1,456 | 5,058 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 216 | |
| 為 替 差 損 | 857 | |
| 情 報 機 器 賃 貸 費 用 | 2,262 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 1,334 | |
| そ の 他 | 738 | 5,408 |
| 特 別 経 常 利 益 | | 8,562 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 52 | |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益 | 103 | |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額 | 90 | |
| リ ー ス 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額 | 7,592 | 7,838 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 456 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 199 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 3,793 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 4,225 | |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 損 | 138 | |
| 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 21 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 3,077 | |
| 関 係 会 社 整 理 損 | 204 | |
| 店 舗 整 理 損 | 210 | |
| 事 業 再 構 築 費 用 | 10,617 | |
| 特 別 退 職 金 | 432 | 23,378 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | | 6,976 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 663 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 917 | △ 253 |
| 当 期 純 損 失 | | 6,723 |

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|-------------------------|--------|--------|----------|---------|-------|---------|---------|--------|----------|----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 事業拡張積立金 | 資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 平成20年3月31日残高 | 33,998 | 34,278 | 234 | 34,512 | 1,296 | 665 | 666 | 96,450 | 6,475 | 105,553 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 資産圧縮積立金の取崩し | | | | | | | △ 0 | | 0 | — |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △ 4,549 | △ 4,549 |
| 当期純損失 | | | | | | | | | △ 6,723 | △ 6,723 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — | — | — | △ 0 | — | △ 11,272 | △ 11,272 |
| 平成21年3月31日残高 | 33,998 | 34,278 | 234 | 34,512 | 1,296 | 665 | 666 | 96,450 | △ 4,796 | 94,281 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|----------|--------------|------------|----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成20年3月31日残高 | △ 5,516 | 168,548 | △ 625 | △ 625 | 167,923 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 資産圧縮積立金の取崩し | | — | | | — |
| 剰余金の配当 | | △ 4,549 | | | △ 4,549 |
| 当期純損失 | | △ 6,723 | | | △ 6,723 |
| 自己株式の取得 | △ 2,457 | △ 2,457 | | | △ 2,457 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | 408 | 408 | 408 |
| 事業年度中の変動額合計 | △ 2,457 | △ 13,730 | 408 | 408 | △ 13,321 |
| 平成21年3月31日残高 | △ 7,974 | 154,818 | △ 216 | △ 216 | 154,601 |

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的債券
- ②子会社株式および関連会社株式
- ③その他有価証券
時価のあるもの

償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法

時価のないもの

(2)デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3)たな卸資産の評価基準及び評価方法

①卸売部門

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②小売部門

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用し、原価法から原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。これにより、営業利益および経常利益は、それぞれ55百万円減少し、税引前当期純損失は、55百万円増加しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

①店舗用建物および構築物

| | |
|---|---|
| 建 | 物 |
| 構 | 物 |
| 築 | 物 |

定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

当社が独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物および構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。

3～20年

3～20年

②上記以外のもの

| | |
|---|---|
| 建 | 物 |
| 構 | 物 |
| 築 | 物 |
| 機 | 械 |
| 及 | び |
| 装 | 置 |
| 工 | 具 |
| 及 | び |
| 備 | 品 |

3～45年

3～30年

5～15年

2～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して計上しております。

- (3)ポイント引当金 顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、当事業年度末において顧客に付与したポイントのうち将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- (4)事業再構築引当金 事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、投資金額および債権金額を超えて負担することとなる損失見込額を計上しております。
- (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員の退職金制度を見直し、平成14年7月以降対応分については引当計上を行っておりません。
4. 収益及び費用の計上基準
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2)ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法 振当処理を採用しております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建買掛金
③ヘッジ方針及びヘッジ有効性 外貨建取引に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で、外貨建買掛金の残高および予定取引高の範囲内でヘッジする方針であり、有効性の評価を行い、経理部門においてチェックする体制をとっております。
- (3)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
6. 重要な会計方針の変更
- (1)リース取引に関する会計基準
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっており、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の借手としての所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、「リース投資資産」が流動資産に21,879百万円計上され、当事業年度の営業利益および経常利益は83百万円、それぞれ増加し、税引前当期純損失は7,675百万円減少しております。
- (2)表示方法の変更
(貸借対照表)
前事業年度まで区分掲記しておりました「前渡金」(当事業年度末残高1百万円)は重要性が乏しいため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。
前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「破産更生債権等」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度末における「破産更生債権等」は62百万円であります。
(損益計算書)
前事業年度まで区分掲記しておりました「受取家賃」(当事業年度は181百万円)は重要性が乏しいため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度における「為替差損」は265百万円であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 18,615百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 27,418百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 6,260百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 8,312百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 1,880百万円 |
| 3. 貸出コミットメント | 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 |
| | 貸出コミットメントの総額 10,590百万円 |
| | 貸出実行残高 2,566百万円 |
| | 差引額 8,023百万円 |
- なお、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔損益計算書に関する注記〕

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 関係会社との営業取引 | |
| 関係会社に対する売上高 | 67,038百万円 |
| 関係会社からの仕入高 | 14,479百万円 |
| 関係会社とのその他の営業取引 | 5,878百万円 |
| 2. 関係会社との営業取引以外の取引 | 3,103百万円 |
| 3. 減損損失 | |

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 (百万円) |
|------|--------------------------------|------------|------------|
| 店舗 | カーズエキスポ神戸ポートアイランド店 (神戸市中央区) | 建物等 その他 | 47 |
| 賃貸資産 | 西武自動車学校 (東京都小平市) | 土地 建物 | 262 |
| | 旧) オートハローズ苫小牧北光店 (北海道苫小牧市) | 土地 建物 | 48 |
| | 旧) 苫小牧店 (北海道苫小牧市) | 土地 | 37 |
| 遊休資産 | ハウステンボス (長崎県佐世保市) | 土地 建物等 | 29 |
| | 旧) 函館昭和店 (北海道函館市) | 土地 | 31 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産および賃貸資産については当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

地価の下落により土地の時価が取得価額に比べて下落したため、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として456百万円計上しております。

減損損失の内訳は、土地394百万円および建物等62百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。

正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、もしくは路線価等を基準に算定しております。使用価値の算定にあたっての割引率は、加重平均資本コスト (WACC) 7.71%を使用しております。

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式

1,800,971株

〔税効果会計関係〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(流動の部)

(単位：百万円)

| | | |
|-----------------|---|-------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払金否認 | | 120 |
| 商品評価損否認 | | 311 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | | 215 |
| 商品仕入割戻配賦額否認 | | 119 |
| 事業再構築引当金否認 | | 529 |
| その他 | | 56 |
| 繰延税金資産合計 | | 1,352 |
| 繰延税金負債 | | |
| リース会計基準適用に伴う影響額 | △ | 995 |
| その他 | △ | 78 |
| 繰延税金負債合計 | △ | 1,073 |
| 繰延税金資産の純額 | | 278 |

(固定の部)

| | | |
|----------------|---|--------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | | 845 |
| 減損損失 | | 2,113 |
| 関係会社株式評価損否認 | | 5,003 |
| 投資損失引当金否認 | | 135 |
| 投資有価証券評価損否認 | | 1,835 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | | 2,979 |
| 役員退職慰労引当金否認 | | 6 |
| ゴルフ会員権等評価損否認 | | 16 |
| その他有価証券評価差額金 | | 144 |
| その他 | | 197 |
| 繰延税金資産小計 | | 13,277 |
| 評価性引当額 | △ | 5,099 |
| 繰延税金資産合計 | | 8,177 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産圧縮積立金 | △ | 459 |
| その他 | △ | 88 |
| 繰延税金負債合計 | △ | 547 |
| 繰延税金資産の純額 | | 7,630 |

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-----------------------------|--------------------|---------------|-------|-------|----------------|----------------|
| 子会社 | ㈱アルフィ | 所有 直接 100% | 資金の援助 | 資金貸付 | 8,472 | 短期貸付金 長期貸付金 | 5,140 8,928 |
| 子会社 | オートボックス フランス S. A. S. | 所有 直接 100% | 資金の援助 | 資金貸付 | 5,629 | 短期貸付金 長期貸付金 | 1,420 3,947 |
| 子会社 | オートボックス ストラウス INC. | 所有 間接 100% | 資金の援助 | 資金貸付 | 6,187 | 破産更生 債権等 | 3,953 |

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。
2. オートバックスフランス S. A. S. への貸付金等に対し、3,077百万円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において3,077百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。
3. オートバックストラウス I N C. は、平成21年2月4日（現地時間）に米国連邦倒産裁判所に対し、米国連邦倒産法第11章（チャプター・イレブン）の申請を行っております。これにより、破産更生債権等に対し、3,953百万円の貸倒引当金を計上し、今後負担することとなる損失見込額1,086百万円を事業再構築引当金に計上しております。また、当事業年度において5,294百万円の事業再構築費用を特別損失に計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

| 属性 | 会社等の名称 または氏名 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------------|-----------------|---------------------|--|-------|------|----|------|
| 役員及び その近親者 | 住野公一 | (被所有) 1.05% | 当社元代表取締役 監査役 住野泰士 の実兄 学校法人 住野学園理事長 | 寄付 | 138 | — | — |

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
学校法人住野学園に対する寄付金拠出額のうち重要性のあるものについては、取締役会の決議に基づき決定しており、第三者の代表として行った取引であります。
2. 住野公一は平成20年6月26日の定時株主総会をもって取締役を退任しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 4,127円76銭
2. 1株当たり当期純損失 178円62銭

〔重要な後発事象〕

自己株式の取得の決議

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および株主還元強化を図るため

2. 取得の内容

- (1)取得する株式の種類 当社普通株式
- (2)取得する株式の総数 1,600,000株（上限）
- (3)株式の取得価額の総額 5,600百万円（上限）
- (4)取得期間 平成21年5月18日から
平成21年7月31日まで
- (5)取得方法 信託方式による市場買付

自己株式の消却の決議

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1)消却する株式の種類

当社普通株式

(2)消却する株式の総数

1,800,971株

(3)消却日

平成21年5月22日

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

株式会社オートバックスセブン
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉本茂次 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 津田英嗣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石川喜裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートバックスセブン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）を適用して連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

株式会社オートバックスセブン
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉本茂次 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 津田英嗣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石川喜裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）を適用して計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上

の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月27日

株式会社オートバックスセブン 監査役会

常 勤 監 査 役 野 上 明 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 森 野 孝 太 郎 ㊟

常 勤 監 査 役 住 野 泰 士 ㊟

社 外 監 査 役 田 邊 健 介 ㊟

社 外 監 査 役 池 永 朝 昭 ㊟

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、利益配分につきましては、中長期的な視点に立ち、株主の皆様への利益還元と将来の事業展開に備えた内部留保の充実に充てることを基本方針としております。

また、平成20年5月15日に発表いたしました中期経営計画において、業績の状況および財務の安定性を勘案しながら、配当を実施していく株主還元強化策を定めました。

当期の期末配当につきましては、この基本方針および中期経営計画に基づき、株主の皆様のご支援・ご期待にお応えするため、以下のとおりとさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額 1,872,710,200円

なお、中間配当金として1株につき金50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり100円となります。

(3) 当該剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 20,100,000,000円

減少する剰余金の項目とその金額

別途積立金 20,100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行にともない、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券

の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

- (2) 「株券等の保管および振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことにともない、現行定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) その他、必要な条数の繰上げなどを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(発行する株式)</p> <p>第8条 当社の発行する株式は普通株式とする。</p> | <p>(発行する株式)</p> <p>第7条 当社の発行する株式は普通株式とする。</p> |
| <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>2. 当社は単元株式数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しないことができる。</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |
| <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> | <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> |
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</p> | <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</p> |
| <p>(招集)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> | <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> |
| <p>(基準日)</p> <p>第14条 当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> | <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> |
| <p>第15条～第38条 (条文省略)</p> | <p>第14条～第37条 (現行どおり)</p> |
| <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> | <p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> |
| <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> | <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>附 則</p> <p>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</p> |

第3号議案 取締役9名選任の件

本總會終結のときをもって、取締役全員（9名）の任期が満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 ならびに他の法人等の代表状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|---------------------------|--|---------------|
| 1 | 湧 田 節 夫 (昭和23年12月25日生) | 昭和42年3月 (株)富士商会入社 平成10年4月 チェン企画室長 平成10年6月 取締役 チェン企画室長 平成14年6月 エグゼクティブ・オフィサー 店舗運 営指導担当 平成15年6月 取締役 エグゼクティブ・オフィサー F C事業戦略担当 平成16年6月 取締役 C o - C O O エリアドミナ ント戦略推進統括 平成18年4月 取締役 平成20年3月 代表取締役 P M O 平成20年6月 代表取締役 社長執行役員 平成21年4月 代表取締役 社長執行役員 兼チェン 本部長 (現任) | 26,914株 |
| 2 | 経 森 康 弘 (昭和27年3月22日生) | 昭和52年4月 (株)商店設計入社 昭和53年3月 大豊産業(株)入社 平成12年4月 当社商品本部長 平成12年6月 取締役 商品本部長 平成14年6月 エグゼクティブ・オフィサー 商品戦 略担当 平成15年6月 取締役 エグゼクティブ・オフィサー 商品戦略推進担当 平成16年6月 取締役 C o - C O O トータルカー ライフ事業戦略推進統括 平成18年4月 取締役 平成20年6月 取締役 副社長執行役員 戦略機能統 括兼海外事業統括 平成20年12月 取締役 副社長執行役員 戦略機能統 括兼海外事業統括兼商品戦略統括 平成21年4月 取締役 副社長執行役員 システム・ 総務統括兼海外事業統括兼車販売事業 統括 (現任) | 200株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 ならびに他の法人等の代表状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|------------------------|--|---------------|
| 3 | 井手 秀博 (昭和30年8月1日生) | 昭和49年3月 ㈱富士商会入社 平成10年4月 経理部長兼関連企業部長 平成10年6月 取締役 経理部長兼関連企業部長 平成14年6月 エグゼクティブ・オフィサー 法人経営指導担当 平成15年6月 取締役 エグゼクティブ・オフィサー 法人経営指導担当 平成16年6月 取締役 オフィサー 財務基盤整備担当 平成18年4月 ㈱アルフィ代表取締役社長 ㈱オートボックス・マネジメントサービス代表取締役社長 平成19年4月 ㈱アルフィ取締役会長 平成20年6月 取締役 常務執行役員 経営管理統括兼財務戦略担当兼経理担当兼関係会社管理担当 平成21年4月 取締役 常務執行役員 経理・財務統括兼経理・財務担当 (現任) | 3,100株 |
| 4 | 中田 康雄 (昭和18年2月24日生) | 昭和42年4月 宇部興産㈱入社 昭和45年10月 三菱レイヨン㈱入社 昭和54年2月 カルビー㈱入社 昭和60年6月 同社取締役 平成4年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成15年6月 同社取締役副社長兼CFO 平成16年6月 当社取締役 (現任) 平成17年6月 カルビー㈱ 代表取締役社長兼CEO (現任) | 一株 |
| 5 | 宮内 英樹 (昭和13年5月4日生) | 昭和36年4月 ソニー㈱入社 平成8年9月 ㈱ユーエスシー入社 平成9年6月 同社専務取締役 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成14年6月 同社取締役相談役 平成17年6月 当社取締役 (現任) 平成19年6月 参天製薬㈱社外監査役 (現任) | 一株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 ならびに他の法人等の代表状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|---------------------------|---|---------------|
| 6 | 森 本 弘 徳 (昭和32年6月2日生) | 昭和56年3月 当社入社 平成18年4月 C o - C O O エリアドミナント戦略 推進統括兼販売促進兼店舗開発兼業態 開発事業担当兼販売促進部長 平成18年6月 取締役 C o - C O O エリアドミナ ント戦略推進統括兼販売促進兼店舗開 発兼業態開発事業担当兼販売促進部長 平成18年11月 取締役 C o - C O O エリアドミナ ント戦略推進統括兼店舗開発兼業態開 発事業担当 平成19年4月 取締役 C o - C O O エリアドミナ ント戦略推進統括兼店舗開発担当 平成19年5月 取締役 C o - C O O エリアドミナ ント戦略推進統括兼トータルカーライ フ事業戦略推進統括兼店舗開発担当 平成20年6月 取締役 常務執行役員 エリア戦略統括 平成21年4月 取締役 常務執行役員 チェン戦略統括 (現任) | 600株 |
| 7 | 田 村 達 也 (昭和13年10月11日生) | 昭和36年4月 日本銀行入行 昭和44年9月 経済企画庁調査局内国調査課 昭和61年5月 日本銀行欧州代表 平成4年2月 日本銀行理事 平成8年4月 A.T. カーニー(株)会長 平成8年6月 Foreign and Colonial Pacific Investment Fund, Adviser to the Board 平成11年4月 社団法人経済同友会幹事 平成11年6月 オリックス(株)社外取締役 平成12年6月 スルガ銀行(株)社外取締役 平成14年5月 (株)グローバル経営研究所 代表取締役 (現任) 社団法人日本経済研究センター 監事 (現任) 平成14年6月 日本テレコム(株)社外取締役 平成15年3月 特定非営利活動法人全国社外取締役 ネットワーク代表理事 (現任) 平成15年6月 (株)スカイパーフェクト・コミュニケー ションズ社外取締役 平成16年10月 (株)カネボウ化粧品社外取締役 平成18年6月 サンデン(株)社外取締役 平成20年6月 当社取締役 (現任) | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 ならびに他の法人等の代表状況 | 所有する 当社株式数 |
|-------|------------------------------|--|---------------|
| 8 | 服部 範雄 (昭和21年4月3日生) | 昭和45年4月 警察庁入庁 昭和49年6月 人事院長期在外研究員 (ハーヴァード大学経営学大学院留学) 昭和56年6月 在イスラエル日本国大使館 一等書記官 平成3年7月 山梨県警察本部長 平成7年8月 警察庁首席監察官 平成8年12月 埼玉県警察本部長 平成10年7月 皇宮警察本部長 平成12年8月 関東管区警察局長 平成13年9月 警察庁退官 平成13年10月 全日本空輸株式会社常勤顧問 平成18年10月 富国生命保険相互会社顧問(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任) | 一株 |
| 9 | ※ 松村 晃行 (昭和36年11月25日生) | 昭和59年3月 当社入社 平成10年4月 中国運営部 運営部長 平成11年2月 四国運営部 運営部長 平成13年4月 九州北運営部 運営部長 平成13年12月 南日本事業部 事業部長 平成14年6月 オペレーティング・オフィサー 南日本事業部担当 平成16年9月 オフィサー 関西事業部長 平成20年6月 執行役員 関東エリア事業部長 平成21年4月 上席執行役員 関東エリア事業部長(現任) | 1,121株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者氏名欄の※印は新任候補者であります。
3. 中田康雄、宮内英樹、田村達也および服部範雄の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役の選任について
- ①中田康雄および宮内英樹の両氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、中田康雄氏は平成21年4月1日付カルビー株式会社のリリースのとおり、平成21年6月下旬に行われるカルビー株式会社定時株主総会の議を経て、代表取締役社長兼CEOを退任され、相談役に就任される予定であります。
- ②田村達也氏は、コーポレート・ガバナンス、財務に精通した豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、平成21年5月20日付日本興亜損害保険株式会社のリリースのとおり、平成21年6月下旬に行われる日本興亜損害保険株式会社定時株主総会の議を経て、取締役(社外取締役)に就任される予定であります。
- ③服部範雄氏は、危機管理・反社会的勢力との係わり防止などを含む組織運営の豊富な経験・見識と、海外事情に関する豊富な経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ①中田康雄氏の社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって5年であります。
 - ②宮内英樹氏の社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって4年であります。
 - ③田村達也氏の社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって1年であります。
 - ④服部範雄氏の社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって1年であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 社外取締役の中田康雄、宮内英樹、田村達也および服部範雄の4氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社と会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、上記4氏が再任されますと、同契約を継続する予定であります。
- 上記責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める下記A)およびB)の金額の合計金額のいずれか高い額となります。
- A) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。
 - B) 当社の新株予約権（会社法第2条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

以 上

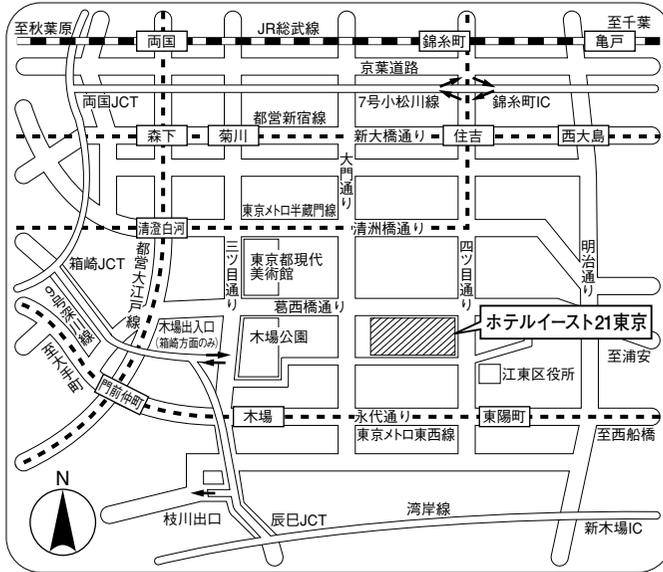
メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ

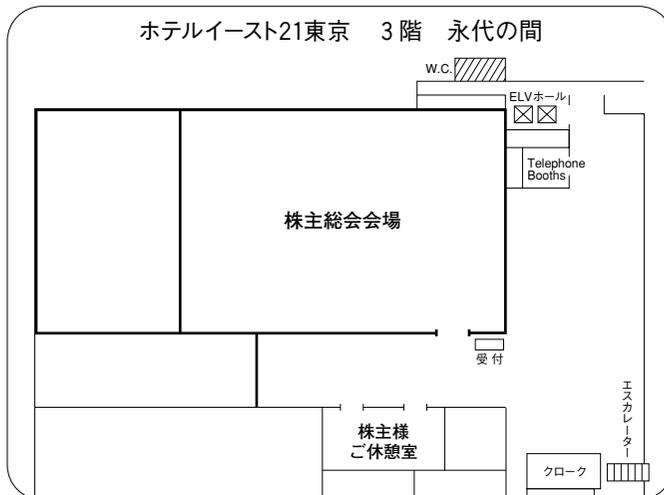
A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場案内図



- 「東陽町駅」1番出口より徒歩7分
- 「住吉駅」より都営バス〈東22〉で10分、豊住橋(東京イースト21)下車
- 「錦糸町駅」より都営バス〈東22〉で15分、豊住橋(東京イースト21)下車

株主総会会場見取図



※株主様ご休憩室では、弊社をより知っていただけるよう、資料配布、VTRの放映を行っております。また、お飲みものを用意しております。